

◆10番（たかおか知子君）＝登壇＝通告に従いまして、2つの項目について御質問いたします。

1つ目のテーマは、海外と比べて見える学校生活のギャップについてです。

近年、日本の学校生活において、こどもたちが日常的に抱える身体的・生活的な負担が大きな課題となっています。

これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、ランドセルの重量や遠距離通学をはじめとする学校環境がこどもたちに与える身体的な負担については、今なお看過できない課題が残っていると考えています。

当局から、ランドセルの軽減に向けた取組について御説明いただいておりますが、置き勉の運用が学校や学級によって異なること、宿題量に差があること、通学事情にばらつきがあること、さらには遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスや通学支援の在り方について、なお検討の余地があることなどを踏まえると、学校環境の改善はいまだ十分にはなっていないと言える状況だと受け止めています。

現状、学校が児童生徒たちや教職員に与えている拘束時間は、学校の中だけにとどまりません。こどもたちにとっては、通学にかかる時間や家庭での宿題、登下校の時間など、学校に関わる時間がそのまま家庭生活の時間を圧迫しているという事情があります。

近年は、睡眠不足がこどもの成長や健康を損なうという問題も生じています。その背景には、こどもたちの家庭内の生活環境が大きく変化してきたことがあります。塾や習い事が当たり前となり、その結果として睡眠時間が削られる一方で、学校の宿題にも取り組まなければならない状況があります。

さらに、住居の場所によっては、特に遠距離通学となる児童生徒は近隣の児童生徒よりも早く起きる必要があり、朝食を取れないまま登校しているという実態も伺っています。

つまり、現在のこどもたちは学校を出た後も多くの時間を学びのために充てている生活リズムとなっており、睡眠や食事といった家庭にいる時間を健康的に過ごせているのかという点において、健康面への影響が懸念される状況にあります。その大きな要因の一つが、学校が与える環境によって左右されているのではないかと感じています。

一方で、海外に目を向けると、こどもの健康と生活リズムを守ることを軸とした学校運営が進められています。例えば、韓国では学校が自宅近くに配置されていることを基本とした通学環境づくりが進められており、通学そのものがこどもの負担とならない都市計画が整えられています。こうした考え方は、学校と保護者の間でも一定の共通認識として共有されているということです。

また、宿題を出さない、教科書は学校内で使用するものといった運用がされていることで、荷物の負担の軽減につながっています。

さらに、こどもの健康のために睡眠時間の確保を目的として、国の方針の下、民間の学習塾の営業時間に一定の制限を設ける制度が導入され、その後、自治体ごとに夜間の授業や自習を規制する条例や運用ルールが整備されてきました。

また、私が視察に訪れた地域では、登校時刻を午前9時に遅らせるということで、こどもたちが朝の時間にゆとりを持てるようにする取組を行っている学校がありました。その結果、余裕が生まれ、朝食の時間も確保しやすくなるなど、生活のリズムの改善につながっているとのことでした。

これらは学校だけでなく、家庭内の事情も含めてこどもの生活全体を捉え、健康を最優先に据えた学

校運営の考え方が制度として具体的に示されている例だと言えます。

こうした海外の状況と比べると、義務教育において、こどもの健康に十分配慮した環境づくりについてさらに充実させていく必要があるのではないかと感じています。

当市では、探究的な学びをはじめ、個別最適化や自由進度学習など、こどもに主体性を持たせる学習改善が進められており、教職員の皆様の意識改革についても非常に前向きに取り組まれている印象を受けています。

しかしその一方で、担任が抱える仕事量や児童生徒の家庭内で生じる生活実態は学校と保護者の間で十分な相互理解が進んでいるとは言えない面があります。

海外では、学校で行うことは学校内で完結させ、家庭に持ち込まないという考え方が基本にあり、家庭での時間は保護者の責任において、こどもの成長や家族との生活を大切にするために確保するという価値観が根づいています。

そこで、当市においてもこどもの健康と生活時間を守る視点から、学校環境全体について改めて検討していく必要があるのではないかと感じています。

以上の点を踏まえ、市長と教育長のお考えをお聞かせください。

2つ目のテーマ、兵庫県政の混乱が芦屋市民の生活に与える影響についてです。

まず、この質問を取り上げた理由について申し上げます。

芦屋市の行政運営は、まちづくり、教育、医療、福祉、道路、河川、護岸、災害対策、人権など多くの分野で兵庫県の判断や対応に大きく依存しています。市民の皆様が日常的に利用される窓口の中には、県職員が直接対応する場面も多く、県の動きは市民生活や市の行政サービスに直結する構造となっています。

そのような中で、兵庫県において公益通報者保護法の法解釈をめぐる認識の相違が県民の間で大きな議論となり、今なお混乱が生じています。

立法者の趣旨、消費者庁の指針、そして、6人の弁護士で構成されている第三者委員会の見解を踏まえると、県の対応は法令解釈として誤りがあり、違法で無効とされ、懲戒処分の内容について訂正が求められています。

しかしながら、こうした指摘がなされていても、斎藤元彦知事は適切、適正、適法であったとの姿勢を示しており、この態度が通報者を守ることを目的とした法制度に対する県民の不安や混乱をさらに拡大させている状況にあると感じています。

国の法律やそれに基づく指針について、地方自治体全体の判断に影響を及ぼしかねない重大な疑念が残されています。

なぜなら、本来、不正を正すために設けられた制度において、内部告発を行った通報者が、違法な調査によって告発したことを問われ、懲戒処分を受けるような事態が解消されない限り、組織で働く者にとって大きな不信感を抱かせるからです。

内部統制が適切に機能し、不正のない、誰もが働きやすい風通しのよい環境が確保されているからこそ、市民は安心して行政サービスを受けることができるのです。

県職員との連携が多い当市だからこそ、県政における独自の見解によって、法令遵守の在り方が揺らぐような事態は、当市の行政運営のみならず、市職員の働く環境、さらには市民サービスの質にも影響を及ぼしかねません。

そこで、本事例については、兵庫県の対応の是非を問うものではなく、本市として公益通報者保護法や第三者委員会の判断をどのように受け止め、市民生活を守る立場から今後の体制づくりにどのように生かしていくのかを確認したい思いから、本質問を行うものです。

1点目は、法令遵守とコンプライアンスに関する影響についてお尋ねします。

兵庫県において、国の指針に基づく適正な法令解釈や法令遵守の姿勢が十分に担保されていない状況が生じた場合、県と連携して行政サービスを提供する本市においても、制度の運用に影響を及ぼす可能性があると考えます。

そこで、本市として公益通報者保護法、とりわけハラスメント事案への対応において、どのような点を最優先に位置づけているのか、また、法令遵守や解釈の考え方、運用上どのような点に気をつけているのか、お聞かせください。

2点目は、県への依存構造による市の行政運営や市民サービスへの影響についてです。

私自身、自治会長をしていた頃から、本市の行政サービスが県の出先機関に強く依存している実態を肌で感じてきました。

議員になってからも市民の困り事に寄り添う中で、県職員とのやり取りが欠かせない場面が非常に多いことを改めて実感しています。

例えば、商業施設などのまちづくりに関しては、兵庫県企業庁の職員と意見交換を行い、住宅地で違法民泊の問題が浮上した際には、県の保健所である芦屋健康福祉事務所へ相談していました。

また、コロナ感染症の拡大期には、保健所との連携が市民生活に直結する重要なものであることが、改めて市民の間にも広く認識されました。

台風による被害の際には、阪神南県民センターの所管課と護岸対策について協議を重ね、ごみ問題やマナー改善においても、護岸を所管する県職員の理解と協力が欠かせない状況でした。

そして、道路交通や防犯の面では芦屋警察署、学校教職員の人事については県教育委員会が所管しており、いずれも最終的な決定権は県にあります。

また、児童相談所や消費生活センターのように市と県との双方に窓口業務が存在する分野では、県との統一的な情報共有が常に求められます。

このように、市民や市職員が県職員と直接関わる機会は極めて多く、本市の行政サービスと市民サービスは、県との連携なくしては成り立ちません。

こうした依存構造を踏まえ、県政の混乱が市民サービスに影響を及ぼし得るという点を認識した上で、県との連携体制について、市の見解を伺います。

3点目は、県政の混乱による誹謗中傷の拡大と市民への影響についてです。

兵庫県知事選挙以降、県内ではSNS上での誹謗中傷被害が相次いでいます。その背景には、兵庫県政をめぐる意見の分断が加速し、社会的な混乱として広がっていったことが発端であるという声も多く聞かれます。

こうした広がり食い止めるため、他県では、国の規制だけでは不十分であるとの認識から、独自に誹謗中傷対策の条例改正を進める知事の動きが見られます。例えば、鳥取県知事は、人権侵害に当たる投稿に対して削除命令を可能とし、従わない場合には、氏名、アカウントの公表や5万円以下の過料を科す罰則を盛り込む条例改正を検討しています。加害行為に対して適切な責任を求め、再発防止と抑止につなげるため、具体的な対処を制度として取り組む行いが進められているのです。

一方、兵庫県でも、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例が、パブリックコメントを経て、12月2日に兵庫県議会定例会へ上程されている状況と承知しています。

これを踏まえ、本市として兵庫県の誹謗中傷防止に関する条例の必要性をどのように認識しているのか、お伺いします。

また、この条例は、芦屋市民にとって最も身近な関連条例となることから、その具体的な内容について本市としても被害に遭われている当事者の心情を正しく理解した上で、十分に研究していく必要があると考えています。

この点について市の見解をお聞かせください。

壇上からは以上です。

○副議長（田原俊彦君） 答弁を求めます。

市長。

◎市長（高島峻輔君） =登壇=たかおか知子議員、よろしくお願ひいたします。

初めに、1つ目のテーマ、海外と比べて見える学校生活のギャップについてにお答えします。

こどもに関する施策を行う上では、当事者であるこどもの意見を聞くことが重要だと考えます。学校に限らず、こどもがますます幸せに生きられるこどもまんなか社会をつくるため、引き続き教育委員会と連携して取り組みます。

次に、2つ目のテーマ、兵庫県政の混乱が、芦屋市民の生活に与える影響についてにお答えします。

法令を正しく解釈して遵守することは、行政運営の根幹であると考えており、内部統制の実施により、法令違反等の不備を防ぐよう努めています。

本市における公益通報者保護制度及びハラスメント対応は、それぞれ法律に基づき、規則を定めて運用しているため、兵庫県の対応に影響を受けるものではありません。

公益通報者保護制度については、通報者の保護及び通報対象事実の是正を重視し、ハラスメント対応では、関係する職員の気持ちに寄り添うことを大切にしながら対応しています。

地方公共団体として、他の自治体の状況によって住民サービスに大きな影響が及ぶことは避けべきだと考えます。市と県、それぞれの役割は異なるものの、地方行政を担う団体として、県との十分な連携に努めています。

インターネット上の人権侵害は深刻な社会問題であるとともに、広域的な課題だと認識しています。兵庫県の条例制定によって、人権を守る取組がより一層推進されると考えます。

引き続き県と連携しながら、本市の人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、主な人権課題の一つとして掲げている情報化などに伴う人権侵害も含め、誰も人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう取組を進めていきます。

そのほかの御質問につきましては、教育長からお答えいたします。

○副議長（田原俊彦君） 教育長。

◎教育長（野村大祐君） =登壇=たかおか知子議員の御質問にお答えいたします。

こどもの健康と生活時間を守ることは、教育委員会としましても大切だと感じております。

こどもたちが安心して生活できる環境にするにはどうすべきかを、学校・地域・保護者、そして何よりこどもたちと一緒にあって対話をしながら考えていけるような体制ができるよう、推進してまいります。

しかしながら、学校全体で一律にルールを決めることは困難であると考えております。

以上でございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） それでは、先に兵庫県政のほうの質問からさせていただきます。

ちょうど1年前に私、12月議会の一般質問で芦屋市の公益通報者保護制度というテーマを取り上げたんですけども、現在もなお兵庫県では公益通報者保護法に関する国の指針との認識の違いが解消されていないという状況は続いているわけなんですけど、今回の一般質問では、前回の答弁を踏まえた上で、芦屋市における公益通報者保護法の取扱いとその運用について、改めて確認させていただきたいと思っております。

初めに、前回の質問の中で、内部公益通報の対応の流れという職員に向けたフローを芦屋市がつくっているんですけども、それを紹介させていただきました。

その中で芦屋市のホームページ上に情報がありませんという指摘をさせていただいたんですけども、それに対して総務部長から、市民の皆様にもこの内部公益通報の流れについてこういう取組をしているということを御覧いただける状態をどのようにするか検討してまいりたいという御答弁を頂きました。

それからその僅か2日後に法務コンプライアンス課より内部公益通報の対応フロー図という私が示したものを公開していただいたという御報告を受けました。これに対して迅速に御対応いただきありがとうございました。

まずはそのお礼を申しまして、このように速やかに改善につなげてくれたというのは相互理解ができたということで大変うれしく思っております。

そんな中で、ホームページには添付されているということを確認させていただいたわけなんですけど、そのホームページの中で相談件数というのが載っていたかと思うんですけど、今のところ、当市では第三者委員会が起きるような案件には至っていない状態ということでよろしいでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 相談件数というのは当然でございます。令和6年度の実績では、総数としては38件でございます。（「4件」に訂正あり）

そのうち、苦情処理委員会へ至った後で認定に至ったものというのはゼロ件ということでございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

第三者委員会というハラスメント調査のほうになるんですけども、過去に芦屋市では令和元年に

発生した市職員のハラスメント事案というものがあまして、令和2年に第三者調査委員会を設置したことがあったかと思えます。

このときに第三者調査委員会を設置した理由というのを改めてお聞かせいただけますか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） ハラスメントの対応につきましては、本市で過去におきましてハラスメントの事案というのがございましたが、その反省も踏まえまして、より中立的な制度を設ける必要があるということでございまして、見直しを行った結果、現在の仕組みを築き上げたということでございます。

現在の状況として、一定築き上げている状況と考えておりますけれども、さらに必要なことというのがございましたら、また改めて考え直すことはあるかもしれませんが、現在はこれで一定整っているものと認識しております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ハラスメントの中では必ずしも第三者調査委員会を設置するということではないと思うんですが、このときに関しては3人の弁護士が第三者調査委員会で調査されたんですけども、この中身を読むとパワハラだと認定されて組織体制の指摘事項として提言されたことがあったかと思うんですね。市として、そのとき、この報告を受けて、どのようにお感じになっていたのでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） その当時の第三者委員会に関してということでございますけれども、提言されたハラスメントの予防体制、それから解決体制の確立、これを実現するために現在、我々としましてもそういう対応をしてきているということでございまして、その内容というのは非常に重く受け止めているということでございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 市として重く受け止めたということなんですが、こうした一連の対応というのは、その後、第三者調査委員会の結果を重く受け止めた後に令和3年にコンプライアンス推進室というのも立ち上げていますよね。

その後、規則をつくったりハラスメントに対する指針を立てて職場改善がなされていったわけなんですけれど、こうした一連の対応はやはり第三者調査委員会の調査結果を踏まえたものがきっかけだということよろしいですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 第三者調査委員会の結果が出る少し前に同時並行的にこういったことについては取り組んでおりますので、全体の流れの中で重要と受け止めておまして、結果的に委員会のほうで提言された内容というのは、私どものほうで取り組もうとしていたことと沿っているということでございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうしたら、当市が行ったハラスメント調査の第三者調査委員会なんですけども、当事者職員本人の通報ではなくて、議員が聞いてきたうわさをきっかけに市が不正の可能性を知ったという経緯がありました。

仮に公益通報者保護法において、本人の告発ではなく、匿名の第三者の話を元にした情報であっても不正の有無とかの確認、告発内容の真偽の調査をする必要があるとお考えでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 御質問の内容でございますけれども、それは第三者調査委員会の……すみません、質問の趣旨をもう一度確認させてもらってよろしいですか。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 要するに本人の告発ではなくて、聞こえてくる声というところで、こういう不正があるかもしれないということを調査しないといけないというように判断するのかどうかということなんです。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 失礼いたしました。そこは、まずは事実確認が大前提でございまして、どういった事実があったかということをしちっと積み上げをさせていただいた上で判断していくことになると思いますので、聞いたことをそのままということであったり、うわさをそのままということではなく、きちんと事実を積み上げて判断をしていくと考えております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 知り得た情報を提供した方に対しても探索は行わない、保護の対象となるんでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まず、知り得た情報というのは、これ知り得たというのはハラスメントとい
いますか、どちらかという公益通報のほうの話になるのかなと思うんですけども、公益通報で知り
得た内容について、私どものほうが通報者の方にお聞きするというのは当然ありますけれども、それを
今度、委員会のほうでどのように取り扱うかということについては、それは慎重に取り扱うということ
になりますので、外に漏らすようなこと、遺漏することはあってはならないということになっておりま
すので、必要最小限の者しか知り得ないということで御理解いただけたらと思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 前日も総務部長は優先度の高いものとして、公益通報者保護法の規定の中
身が出発点ということで、まずは真実相当性の確かめをするということをおっしゃっていました。

公益通報者保護法では、告発先として事業者、職場、自治体内部に通報する内部通報というのがあっ
て、芦屋市も内部公益通報の対応の流れというのがあるんですけど、これちょっとややこしくて、外部
通報としても行政機関と報道機関のほうが入っているんですけども、職員からしたら内部になるので、
職員が職場内、自治体内部に通報するときは内部通報のほうになるんでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、通報先というのは法律上、いろい
ろ設定されているわけですが、そのうち組織として受け付ける部分、ここは内部通報というこ
とでございまして、その仕組みを私どものほうも整えているということでございます。

ただ、この中にも基本的に相談員というのはどこなのかということになった場合に、指定されている
課長であったりということは内部の規定で当然あるんですけども、それ以外に外部相談員というの
がございまして、弁護士に委託しておりますので、そちらのほうにも御相談いただけるということで、これ
も一つ含めまして全体で内部の公益通報の全体像として整えているということで御理解いただければと
思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

そうしましたら外部から行政機関へ通報された場合は、外部通報先というふうな呼び方になるのか
と思うんですけども、この制度の中には体制整備義務というのが定められていまして、この定めは当
市に関しては外部通報先に当たる場合であっても、法的指針の対象において、保護対象者は守られると
いうような判断でよろしいんでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） ちょっと今、おっしゃられたのは芦屋市の職員、関係者が内部に何か不備があるということでこれを通報するときの仕組みということでこれを整えているわけですので、そういう意味では、例えば民間の企業の方がこの制度をもって芦屋市に通報するということを想定しているものではございませんので、そこはちょっと切り分けをしていただけたらと思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この辺りも私が今質問したみたいにごく混乱している方がいるんです。今回、職員がというところで当てはめた場合であっても、内部通報だけに体制整備義務を限るとかそういうことではなくて、消費者庁も体制整備義務は、外部通報は保護対象外ではないとおっしゃっていますが、それは合っていますか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） それは、例えばマスコミュニケーションとかに通報するというところをした場合であっても、この法律の保護の対象から外れるということではありませんと、この法律の保護の対象からそのマスコミに通報した者がそれをもって外れるということではないということの意味していると理解します。

ですので、私どものほうで設けている内部公益通報の制度というのは、この全体像の中で本市が使用者として、組織のほうの責任として設けているということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） この公益通報者保護法というのは国の法定指針というものに基づいてつくられていますよね。それで、その後自治体が各自でルールをつくったりしているわけですけども、兵庫県では法定指針と別の解釈を知事がしているということで、法定指針に従わないということは違法であろうと思うんですけども、告発者が通報した行為を懲戒処分にしたことは適正・適法だったというふうなことを言われています。

体制整備義務に関しても内部通報に限定されると、行政機関は含まれないというような法定指針、国の消費者庁と違う見解を言われているんですけども、芦屋市はこの法定指針と違う方針で運用していますよと言われた場合はどうされるんですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まずはそういうことにならないように取り組んでまいります。

つまり、法の趣旨に従って、この内部公益通報の制度並びにこれとちょっと隣接する形にはなりますけれども、ハラスメントの対応指針もですが、こういったことというのは先ほどの市長の答弁にありましたように、まずは法令にきっちり従った形で取り組むとともに、通報者の保護、それから同時に是正が

必要なものについてはきちっと是正をするということの両立ですね。

あと、ハラスメントに関しましては、当事者の方への寄り添い、こういったことにきちっと対応しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今、議員がおっしゃられたような状況にならないように、まずは取り組んでいきたいと思っております。

もし、万一そのような御指摘があった場合というのは、それはそれでやはり内部できちっともう一回検証するような動きが取られるというのが一般的ではなかろうかと思うんですけども、そこはちょっと想定するのが難しい部分でもありますので、具体的にどうこうする、どのような形でというのはちょっと今、申し上げにくいところではあります。一般論で申し訳ございません。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 今、部長がおっしゃったみたいに、まさに想定できにくいことが兵庫県で起こっているわけなんですね。

国のほうも自治体から従ってくださるだろうということでこういう指針を出しているわけなんですけど、兵庫県ではもう一つ、提出日によって公益通報ではなかったという判断もされているんですけども、これに対しても県が懲戒処分をした後に設置した第三者調査委員会の見解とは違っています。

今度は第三者調査委員会との見解の違いについてお伺いするんですけど、告発文書には真実相当性の事実が含まれているという調査結果が兵庫県では出ていて、つまり知事が公益通報ではなかったとして保護の対象外としたことが間違いだということで問われています。

いわゆる3月文書と言われているものも本来は公益通報として保護されるべき内容であったにもかかわらず、違法な告発者探索と調査が行われ、その結果として懲戒処分に至ったということだったわけですね。

この一連の対応は結果として、告発者を守るのではなくて告発者を潰す対応になってしまっているという指摘を受けています。

民意で選ばれた首長が国や司法の助言を否定し続けた結果、法令遵守という行政の根幹にある信頼が揺らいでいます。

その影響は県と連携する市にも及び、市の困惑を生んでいると受け止めたんですけども、市長の先ほどの答弁では、こういった兵庫県の見解が違ったとしても、芦屋市としてはその影響を受けないという理解ですがよろしいですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） そのとおりでございます。影響は受けないということでございます。

あくまで本市は本市で法に沿ってきちっと対応してまいりますし、あと、他の団体におきましての状況というのがもし本市に業務上、大きな影響を与えるようなことがあっては、それはいけないこととございますので、そういう認識でありますけれども、現段階において、本市の業務の中で、例えば、我々の業務が本当に止まってしまうぐらい混乱が何かあるとかというような報告を受けているわけではないんです。

そういう大きな話は聞いてはおりませんが、ただ、いずれにしてもそういう状況というのはむしろ起こってはいけないと考えておりますし、また、我々としてもそれとは関係なく、きちっと法令に基づいてやっていかないといけないことについては、きっちりさせていただきますということでございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） しっかりと法令に基づいて指摘を受けないようにはしていただきたいです。

次に、前回の市長答弁の中で、副市長と市長は特別職ということもあり、この内部公益通報という制度の中では規定としては特に想定していないという実情があるということで、誤りがあつたら自ら正す立場にあるというお答えだったかと思えます。

正直なところ、現在の制度の中では市内部だけでは調査や判断を完結させることは極めて難しいという印象を受けたんですけれども、今後、仮に市長や副市長などのトップに関するハラスメントや不正行為の疑惑が起こった場合、そういった公益通報が寄せられた場合、当市としてそのような事実は内部調査で足りる案件なのか、それとも第三者による調査が必要だとお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） この点につきましては、昨年12月のときも同じ御質問を頂いていたと思いまして、基本的に特別職につきましては、内部の通報制度の中で取り扱うのが難しいという判断になれば、それはそれで第三者委員会のようなものを改めてそれ専用を設置するというふうなことも検討しないといけないかなと考えているというのが前回の答弁でしたけれども、そこは変わりがございませんで、やっぱり中立性をどう担保するかということはあると思えます。

以上でございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

そこは変わらないということで、市長答弁の中でさらに、内部公益通報は匿名で行うことも可能であり、氏名を名のって通報された場合と同様に調査を行う。通報者が探索されることのないよう配慮している。通報者の情報等を共有する範囲を最低限に定め、守秘義務や通報者が探索されることがないことを徹底している。反した場合は懲戒処分の措置も取る。まず第一に、通報者の保護、通報対象者となった行為の真偽を調査するといった、これが市民から信頼される市政運営に不可欠というお言葉を頂きました。

この市の見解が分かった上で、仮に想定した内容で具体的にちょっとお伺いしたいんですが、不利益を被る内容という理由で、誰がそんなことを言っているのかとか、どういう目的で出したのかとか、徹底的に調べてという、そんなことはないと思いますが、上司、それが市長、副市長であつてそういう命令が

あった場合であっても、告発者の探索というのはされずに保護の対象となると思ってよいですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これは保護の対象になります。そもそも本市の内部公益通報の制度としましては、例えば通報があった後の流れの中で市長、副市長が関与するという流れにそもそもなっていないわけですから、そもそもそういう命令がない仕組みにしてあるということでございます。ですので、そういったことはないということでございます。

これは前回にもそういったやり取りがあったかなと思うんですけども、本市の仕組みとしてはそうなっているということに理解いただければと思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 本市の仕組みは確認できました。そうしたら、第三者調査の結果として、仮に市長や特別職に対して不利な結果が出た場合、当市としてその調査結果は尊重するのか、それとも参考程度に位置づけるのか。市としての大きな事件になるので、その辺はどのように対応されますか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） まず、今の内部公益通報の対応の流れとしましては、この内部公益通報処理委員会というのが設定されるということにございまして、すみません、先ほどちょっと副市長という言葉を出しましたけれども、この委員会そのものは副市長が委員長でございます。そういう意味では、その段階においては副市長が関わります。すみません、そこはちょっと訂正させていただきます。

その上でなんですけれども、そもそも御質問としては、この仕組み自体が対象者の方、市長が例えばそういう問題になったときにこの委員会では検討することが難しいんじゃないかということをおっしゃっていると理解するんですけども、その回答としましては先ほど申し上げたように、その第三者委員会というのは一つの方法として考えられるであろうと。過去においてもそういう経験を我々も持っているわけでございますけれども、それが今、そういう仕組みがない中で取られる選択肢としてはそうではないかということで申し上げます。

この第三者委員会の内容をどう尊重するかということなんですけれど、これはその内容を受けて、例えば、これが市長に対しての答申という形で出るのであれば、それを受けて市長は次どのように判断するかということになりますので、これを重んじるかどうかということも含めまして、そのときの判断ということになりますが、ただ、第三者委員会というものの設立経緯とかを考えると、当然重んじるべきであろうと一般的に考えられます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうしましたら、副市長御本人の告発内容が来た場合、その内容は副市長

にも伝わるといことですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） すみません。これは副市長の案件があった場合ということをおっしゃっておられますか。（「はい」の声あり）

通報がありましたらその通報の内容というのは基本的には通報者がどこに通報するかにもよりますけれども、基本的には総務部長が処理責任者ということになっておりますので、一旦、私のところに入ります。

その後どう対応するかということでございますけれども、当事者は入っていただくことはできないということになりますので、そのときにもう一度考える必要があるということでございます。

当事者がその委員会に入ることは当然許されないということになっておりますので、委員会を設置することが難しいということであれば別の方法を考えないといけないかなというふうになろうかと思いません。

今、内部公益通報処理委員会の設置においては、副市長が委員長ということになっておりますので、それがそのまま当てはまらないということであれば、別の方法を考えるということになりまして、それが例えば第三者委員会であればそういうことになると思いますし、別の方法を考えられるのであればそれをもう一度設定し直すということになろうかと思いません。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） あらゆる可能性を想定しているということも分かりました。

公益通報者保護法については、通報者に対して不利益な扱いを防ぐということよりも、勇気ある告発者として受け止めて、事実確認の調査を丁寧に行って、これからも是正に向かう制度としていってください。

公開の方法についてちょっとお伺いしておきたいんですけども、懲戒処分の場合は、当市は令和2年6月に改定された懲戒処分の指針があって、どのような行為に対してどの程度の懲戒処分が行われるのか。また、どこまで公開するのかというのを定めていると思うんですけど、現在の懲戒処分の公表基準について教えてください。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） すみません、ちょっと手元に資料がございませんが、基準はございます。その基準というものは他の自治体における同様の対応とか、そういったこととの均衡とかも踏まえながら設けております。

当然、国のほうの国家公務員の取扱いとかも参考にしながら設定しているものでございまして、基準そのものは根拠としてそういったところをきちっと踏まえながら設定させていただいているもので、一定の中立性があるものと認識しております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 公開範囲の中には氏名は入っていないですか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 氏名は基本的に公開されるものではないということになりますが、これもすみません、細かな基準を今持ち合わせておりませんが、例えば警察案件とかそういったことで明らかになっているとかといった場合につきましては公表することがありますので、絶対に公表しないと決まっているわけではなくて、ただ、基本的には人権にも配慮するというのと、その両面を見ながらということになりますけれども、先ほど申し上げましたようにこの辺りにつきましても、国家公務員、それから地方公務員の他の団体との取扱いとの均衡も踏まえながら設定をしております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

基本的にはハラスメント認定とかそういったことでは氏名は公開されないのかなと思ったんですけども、そうしたらこんなケースはどうでしょうか。

公益通報者保護法について、内部告発を行った職員の内容の真実が証明されなかったという場合も結構ケース的にはあると思うんですけども、このことによって処分されるということはあるのでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 通報者の通報内容が事実認定できなかった場合、それをもって、その通報者の方が何か処分を受けたりということは基本的にないとお考えいただきたいと思います。

事実認定がなされなかったということは、それは一つの事実ですけども、それをもって直ちに処分されるということはありません。

あくまで法律で禁止しているのは、例えば、ある相手をおとしめようとして通報した場合、これは禁止されておりますし、その場合は私どものほうも改めてその点について調査をさせていただくことになろうかと思えます。

すみません、ちょっと答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

初めのほうに御質問いただいた内容で、質問の内容が公益通報の件数ということでしたが、私ちょっと間違っってハラスメントのほうの対応の件数をお答えしてしまいました。

公益通報の件数としましては、令和6年度は4件ということでございます。失礼いたしました。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 38件とおっしゃって多いなと思っていて、ホームページに載っている数字と違うなとは思ったんですが、そういうことですね、分かりました。

また仮の話ですが、公益通報に基づく調査の過程で、先ほどおっしゃったみたいに新たな懲戒処分に、おとしめるといったようなものも入るのか分かりませんが、不適切な行為が発覚したとしても、まずは公益通報の内容が正しいかどうか、真実であるかどうかの調査が先だとずっとおっしゃっていますので、そういうことでしょうか。

その際もまずは公益通報者の保護がされてから、その懲戒処分の内容と当該不適切行為に対する処分はどのように対応されていくのでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） 議員もおっしゃっていただいたとおり、まずは事実をきちっと重ねていくということ、これはもう本当に基本の基本でございまして、やはり事実に基づいて何らかの判断をしていくということでございます。

あと、懲戒処分との関係でございますけれども、これは事実認定をした後に、その事実に基づいて懲戒処分に相当するということが判断されましたら、これは別途懲戒処分の手続に入らせていただくということになります。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

やはり時系列的にいても、まずはその告発文書が真実かどうかというのを調査して、公益通報者は保護された後に処分の調査をなされるということですね。

その懲戒処分が行われた後、兵庫県では懲戒処分が行われたんですけれども、その後に第三者調査によって真実相当性を調査したと前後しているんですけれども、仮に懲戒処分を行った後に第三者調査委員会のようなところからその懲戒処分には誤りがあると判断された場合は、市はその情報に従うのでしょうか。時系列が違うパターンというのは、ないと思いますが。

○副議長（田原俊彦君） 総務部長。

◎総務部長（岡崎哲也君） これがお答えしにくいところは、やはりそういう想定がなかなか難しいと思っています。

というのは、懲戒処分というのはとても慎重に行わないといけないことでありまして、その処分をした後で事実が逆転するというのは、少なくとも私どものほうでは想定しておりませんでして、ただ、そもそも第三者委員会が開かれたという前提ですけれども、私どものほうでは常設で第三者委員会があるわけではございませんし、今、想定されるような状態になった場合ということであろうかと思うんですけど、その場合であっても委員会の出した結論、これについての事実をもう一度確認した上でというこ

とになろうかとは思いますが、基本的にはちょっと考えていないというか、そういうことが生じないように対応していくということで御理解いただきたいと思います。

それから、氏名を公表するかということでございましたけれども、例えば、収賄それから横領等社会的影響の大きな事件、または懲戒免職とした事案に限って氏名を公表しているということでございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

前段の回答でそういったことを想定していないとおっしゃいましたが、それが正解だと思います。まさにそんなことは起きないだろうというようなことが兵庫県で起きているんだということだと思います。

次に、インターネット上の誹謗中傷のほうを質問するんですけども、SNSの誹謗中傷は主にこういった内容が当てはまるとお考えでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（和泉みどり君） インターネット上の誹謗中傷ということでございますけれども、やはり人種等の属性、例えば人種、民族、信条、そういった個人のアイデンティティー、そういったところを指摘して、悪いイメージというか差別的な言動をすることと認識しております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） そうしましたら、当市の相談窓口として請け負っている中で、インターネット上の誹謗中傷の相談内容というかそういった状況というのはどういったものが多いですか。

○副議長（田原俊彦君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（和泉みどり君） 相談の詳細につきましては、市の職員で把握することはちょっとできませんで、窓口としましては特設人権相談所といたしまして人権擁護委員さんのほうで対応していただいたりとか、あと、県のほうでもインターネットの人権の誹謗中傷の相談窓口というのも設けておられますので、そちらのほうに御案内したりということで対応してございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 私が知り得た情報でも兵庫県のインターネット上の誹謗中傷や差別等に関する専門相談窓口というのがあって、そこと市が連携していて、お互いの情報でこれは削除申請してくださいとか、そういった情報共有をされていると言っていますが、合っていますか。

○副議長（田原俊彦君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（和泉みどり君） インターネットモニタリングというようなこともしております、その中で県からも内容が報告されますので、市が削除申請ということで対応するケースもございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 主に外国人差別ですとか、今だったらそういったキーワードに関して引っかけたものを特に差別に当たるとして削除を申請しているということでお伺いしましたが、そうでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（和泉みどり君） ちょっとそういう検索の方法であったりとかは、この放送を聞かれている方がそれを擦り抜けてまた誹謗中傷につながるというおそれがありますので、詳細についてはちょっと控えさせていただきます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 私が誹謗中傷の中でも侮辱とかいうのよりもむしろ個人情報さらしという行為、家庭や勤務先、住所氏名の公開、本人以外の家族にまで踏み込んで相手の生活を脅かすような強迫的な投稿というものこそ深刻で、緊急に削除の必要があるなど考えていたのでちょっとお尋ねしました。

そうしたら、市長御自身もSNSで発信されていると思いますが、特に市長という立場での発言というのが他者に与える影響についてどのような点に気をつけているのか、お答えになればお願いします。

○副議長（田原俊彦君） 市長。

◎市長（高島峻輔君） これはSNSに限ったことではありません。あらゆる場面での挨拶、当然この答弁もそうですが、まずは事実に基づいた発信をするということです。

様々な情報が行き交う世の中ですけれども、そこにある情報が正しいものかどうかというのをきちんと自分の目で見て、判断をして、そして発信をするということがとにかく大切だと思っております。

また、この発信は幾ら自分が問題ないと思っても、受け取られる方々によっては異なった受け取り方をする可能性は当然あると思っておりますので、市として発信する場合にはダブルチェックということですが、私が個人的に発信するものはダブルチェックでほかの人に見てくださいというのなかなか難しいものもありますので、その場合には、別の角度で確認して、自分の中でやるようにということを心がけております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ありがとうございます。

そうしたら、そんな中で今、鳥取県知事が発信者に削除命令を出すように条例を改正してまして、命令に従わない場合、厳しい罰則規定というのが条例に盛り込まれているんですが、これは国の規制では不十分なケースを想定していて、迅速な対応を目指すものとされているそうです。

この国の対策のほうなんですけど、令和4年7月に侮辱罪が厳罰化されて、それ以後、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法というのが施行されたんですけども、これは削除申請の対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置が義務づけられているんですけども、一方で、違法性の有無、裁判所が判断するような内容を企業のリスク回避判断に委ねるという構造、これがちょっと一般的には本当に守られなければいけない人が守られない構造になっているのではないかという懸念もあるそうなんです。

そんな中で兵庫県では、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例というのを、今まさに議案で提案しているんです。そのパブコメの中で私が気になったのが、個人情報に関して、公表に関しては個人情報に配慮しますということなんですけれども、実際には告発者が懲戒処分にあたりして、私的情報が漏えいされていたというような情報がある中で、これを不安に感じているお声もあったというのを感じています。

実際、このパブコメの内容を見ると、この条例がそのまま市にも下りてきて、その中で運営してくださいとなるのかなというのがあるって、このパブコメの中にも市町村に関しては努力義務の形で協力を求めていると書いているんですが、どういったことを求められているんでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（和泉みどり君） 今、条例案のほうで市長の責務ということで、国・県との連携を図りつつ、地域の状況に合わせて施策のほうを進めるようにしなければならないというような規定になってございます。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 兵庫県の条例がそんなに厳しくないなと感じられている方もいるんですけども、芦屋市の位置づけとして新たに芦屋市屋外広告物条例というのを兵庫県の屋外広告物条例よりも厳しい条例で義務づけたりという事例がありますよね。こういった措置は、自治体の市町村ができるんでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 都市政策部長。

◎都市政策部長（島津久夫君） 条例自体、自治体に認められる権利だと思いますので、それは可能だと思います。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 分かりました。

今後は、この条例が可決された場合は、芦屋市に対しても協力を求められると思いますので、実践的なものになるのか、実行力があるのかというところを芦屋市は芦屋市で検討してほしいと思います。

ここまで御答弁いただいて、当市の基本的な方針は確認しました。

その結果を踏まえ、今後、当市の職場環境において、勇気を持って声を上げた告発者が守られ、職員が安心して通報できる環境が確保され、そのことが行政運営への信頼として市民に示されていく、その意味を込めて、最後にもう一度伺います。

公益通報者保護法に基づき、第三者委員会の違法判断や消費者庁の是正指摘を事実上受け入れず、違法状態が是正されない兵庫県の対応とは一線を置いて、芦屋市は芦屋市としての判断を尊重し、今後も国の法定指針及び第三者委員会の判断を最優先に尊重する自治体であることを明言していただけますでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 副市長。

◎副市長（御手洗裕己君） 一番初めに市長答弁でも申し上げたとおりなんですけれども、本市における例えば公益通報者保護制度及びハラスメント対応、こういったものはそれぞれの法律に基づいて本市のほうで制度をつくっておりますので、そういったところで我々としては適正な運用を図っていきたいと考えております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） ありがとうございます。どうしても兵庫県との連携が多い芦屋市なので、こういったことを確認させていただきました。

続きまして、1つ目のテーマ、海外と比べて見える学校生活のギャップについてお伺いします。

まず、韓国のことを私お話ししましたけれども、学習塾などの営業時間を夜10時までに定めているという条例が本当に自治体であるらしいんです。これは面白いなと思っていて、日本のほうになるんですけれども、この間の全国学力・学習状況調査の結果でも、朝御飯を食べていない小学校6年生と中学校3年生のこどもが今までの平均の3倍上がったというふうな情報も聞こえてくるんですけれども、市のほうとしてこういった朝御飯を食べていない子たちとか、睡眠時間についても大事だと思うんですけれども、こういったアンケート調査の中に含まれていて、こういったデータをお持ちでしょうか。

○副議長（田原俊彦君） 学校教育担当部長。

◎学校教育担当部長（塩山利枝君） 全国学力・学習状況調査の結果でのデータですが、芦屋市内の児童生徒ということになります。全体のパーセンテージになるんですけれども、朝食を食べていると答えている児童が令和6年度は小学校6年生で93.2%、中学校3年生が93.1%で、令和7年度調査では小学校6年生が91.7%、中学校3年生が92.4%で、若干朝御飯を食べているという数が減ってい

るなど捉えております。

ちなみに全国平均は小学校6年生が93.7%、中学校3年生が91.2%となっております、こちらは令和6年度も令和7年度も同じ数字で全国的にはそんなに変わってはいないのかなという捉えでデータとしては持っております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） 朝御飯についてお伺いしたんですけれども、例えばアンケートを答える側にしたら、毎日のことじゃないけれどその何日間は食べていると、「食べている」と答えると思うんです。でも365日の中で食べていないという時間が多いということもあたりるので、その辺りが実際に食べているで丸で、食べていないことはないじゃないですか、毎日じゃないけれど。というようなことでも、データはちょっと不確かだなというような印象はあるんですけれども、いかがですか。

○副議長（田原俊彦君） 学校教育担当部長。

◎学校教育担当部長（塩山利枝君） この質問紙のパーセンテージで捉えている分には議員がおっしゃるとおり、朝食を毎日食べているというのと、どちらかといえば食べている、食べるほうが多いということが含まれているということになりますので、100%毎日きちんと食べているという数字ではないというのはこちらでも理解はしております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） こういった数字はある一定の目安ということで、実態は朝御飯を食べることが重大であって、健康面に関しても成長に関しても大事だと。韓国だとそういったことがすごく重視されているということだったんですけれど、あとは睡眠時間ですね。登校の時間を午前9時にしたり、遅めにしたりしているというような状況があったんですが、睡眠時間についてはどのようにお考えですか。

○副議長（田原俊彦君） 学校教育担当部長。

◎学校教育担当部長（塩山利枝君） 睡眠時間についてもとても大切だと私どもは考えております。昨年の学校保健大会のテーマの中で睡眠について取り上げたということも聞いております。いろいろな生活が子どもたちの健康に大きく影響しているということは、私どもとしても大事なこととして捉えております。

○副議長（田原俊彦君） たかおか議員。

◆10番（たかおか知子君） その点については共通認識だと思いますので、今後も子どもたちの健康面に関わる食と睡眠といったあたりも研究していただきたいなと思います。

それでは最後に、ちょっとまとめですが、学力や学習方法の改革ではなくて、こどもたちの健康、生活リズム、家庭での休息時間まで含めた学校環境全体の見直しがこれからの教育に不可欠であると考えています。

ランドセルの重さ、宿題の在り方、通学の負担など、これに関連するかなと思って課題として挙げましたが、学校外にまで及んでいる過度な負担を軽減して、学校で行うべきことは学校で完結させる。

これは先生に対してもですけど、保護者がどうしても家庭内のことを先生に相談したりするのもかもしれないですけども、結構遅めの時間に電話対応されたりとかもしていますよね。そういったことも切り離せるんじゃないかと思っています。

そういった教育現場へ転換していくということがこれから必要だと私は今回、海外の事例を見て感じました。

こどもの健康と生活時間の確保を最優先とした学校管理の方針について、教育委員会のリーダーシップの下、具体的な検討と段階的な実施に取り組まれることを要望いたします。

以上で一般質問を終わります。